

産業構造審議会知的財産分科会 第18回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和4年10月18日（火） 13：30～15：30

場所：WEB会議室

○猪俣室長　ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第18回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となっております。議事の公開につきましては、本小委員会では、新型コロナウイルス感染症対策、またサーバー負荷軽減などのため、一般傍聴者及びプレスの方々につきましては、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も、原則として公開という扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、通信の負荷を減らすために、御発言される際を除き、カメラ及びマイクはオフに設定をお願いいたします。

なお、御発言いただく際は、チャット欄にお名前と発言希望の旨を御記入ください。書き込みなどを見て指名いたしますので、御発言いただく際にはマイク及びカメラをオンにいただき、発言が終了した後はマイク及びカメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、今回から新たに御参加いただく委員を御紹介させていただきます。時間の都合上、私から名前を読み上げさせていただき形で御紹介に代えさせていただければと存じます。

まず、下川原郁子委員、日本知的財産協会副理事長、東芝デバイス&ストレージ株式会社取締役、株式会社東芝技術企画部エキスパートの下川原委員でございます。

また、前期まで御参加いただいております近藤健治委員は、御本人の申出により御退任されましたので、併せて御報告させていただきます。

なお、本日は、小川委員、山本委員が御欠席となっております。また、田村委員は途中から御参加いただく予定でございます。また、杉村委員は、先ほど御連絡ありまして、途中から御退席されるということでございます。

あと、オブザーバーとしまして、内閣府知的財産戦略推進事務局、そして法務省民事局に御出席いただいております。

今回が本小委員会の再開後、第1回目の議論となることもあり、議事に入ります前に経済産業政策局審議官の蓮井より一言挨拶を予定しておりましたが、本日国会にて政府参考人となっておりますので、遅れて参加いたしますことから、猪俣が代読させていただきたいと思っております。代読いたします。

委員の皆様には、長年にわたり不正競争防止法の前進に向け御議論いただき、感謝申し上げます。企業の事業活動を巡る社会経済情勢は、近年大きく変化してございます。コロナを契機としたデジタル化の進展や雇用の流動化といった働き方の変容、経済安全保障への意識の高まりを受けて、技術、重要データの保全、海外流出防止など、技術情報のみならず、経営、事業情報を含めました事業活動において価値を生み出す幅広い情報材の保護をカバーし得る不正競争防止法の担う役割はますます増大しております。

また、メタバースといった仮想空間を活用したビジネスが急速に進展する中で、フィジカル、あるいはデジタルを交錯する知的財産の利用の加速が想定されております。加えて、平成30年改正で創設しました限定提供データ関連の規律の見直し時期を迎え、実務での制度、実装の観点から指摘されている課題を見直すことで、変化に富むデジタル時代に合わせた知的財産の保護が求められております。

本小委員会の議論では、今年5月に公表しましたデジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告において整理されました諸課題のうち、デジタル時代に合わせた知的財産の保護、中小企業、スタートアップなどの知的財産の活用、促進及び国際動向を踏まえた外国との制度調和といった観点から、営業秘密、限定提供データを中心に制度改正の具体的な内容について御議論いただくこととなっております。

保護と利活用の適正なバランスの取れた制度となりますよう、ビジネスの実態や実務に即した形でルールを設計していくことが大事であります。委員の皆様を活発な御意見と御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

それでは、これより先の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと存じます。

○岡村委員長 岡村でございます。皆様お久しぶりでございます。再開いたしましたので、よろしくお願いいたします。

最初に申し上げたいことがありまして、Teamsの設定にもよるのですが、チャット機能が表示できないような設定にどうもなっているようで、大変申し訳ございませんが、御意見のある方は挙手機能を使ってお願いできたらと思います。また、私のほうで目が行き届いていないところがありましたら、事務局から一言、発言希望者がいらっしゃるということをサポートしていただければありがたいと思います。

ということで、まず事務局から本日の資料につきまして確認をお願いしたく存じます。

○猪俣室長 事前に皆様に送付しました資料を確認させていただきます。資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、産業構造審議会不正競争防止小委員会検討事項について、資料4、デジタル時代におけるデザインの保護（形態模倣）、資料5、限定提供データの規律の見直しでございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。特に過不足はございませんでしょうか。もしありましたら事務局宛てに御連絡いただければと存じます。

それでは、初めに事務局から本日の議題につきまして御説明をお願いいたします。

○猪俣室長 議事次第、資料を御覧ください。本日は2、今後の議題、スケジュールについて御説明させていただきました上で、3、デジタル時代におけるデザインの保護についてと4、限定提供データの規律の見直しについて御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での審議になりますので、御協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入っていきたいと思います。まずは事務局から資料3につきまして御説明をお願いいたします。

○猪俣室長 資料3を御覧ください。1ページ目おめくりいただきまして、これからの検討事項でございます。令和3年、昨年12月から不正競争防止小委員会を計5回開催しまして、中間整理報告書をまとめたところでございます。その中でこれから下に書かれてございます大きな項目としては6項目ほどございますが、限定提供データに係る規律の制

度・運用上の課題の見直し、立証負担の軽減、損害賠償額算定規定の見直し、ライセンシーの保護制度、渉外事案に係る国際裁判管轄・準拠法、デジタル時代のブランド・デザインの保護でございます。こうした6項目について議論いただきたいと思います。

これに加えて外国公務員贈賄罪については、別途この小委員会の下でワーキンググループを設けておまして、そちらのほうで現在議論いただいているところでございます。

次のスライドを御覧ください。こちらはこれまでの中間整理報告書でまとめたものを、これから議論いただくもの、そしてある程度整理済みのもの、今後将来課題として検討継続を行っていくものについて大きく3つに分けてございます。

限定提供データに関する記述の運用の見直しにつきましては、既に指針の改訂はさせていただいておりますし、損害賠償算定規定の見直しについては、化体に関する議論ですとかネガティブインフォメーションに関する議論は、中間整理である程度整理がついたと思っております。こちらは今回議論しないで、真ん中に書いております先ほど申し上げた大きな6項目について主にこれから御議論いただきたいと思います。

また、下に書いております将来課題としてなっているものもでございます。限定提供データに関する運用で特に平成30年度に創設を見送った事項については、この中間整理に至る段階におきましてデータの実装段階で、今回追加するということについてはまだ早いのではないかと御議論をいただいておりますので、今回は御議論いただかない予定でございます。

また、査証制度についても営業秘密について特許と同じく導入という声もでございます。他方で慎重にあるべきだという議論もございますので、将来的な課題として引き続き特許法の状況、海外の状況も見ながら、今後考えていきたいと思っております。主にはこの中間整理で書かせていただいた真ん中のところについて御議論いただきたいと思います。

その次のスライドで今後のスケジュールの予定を書かせていただいております。本日ににつきましては、この議題、スケジュールの後に、デジタル時代におけるデザイン保護、いわゆる形態模倣についてと、限定提供データに関する規律の見直しについてを御議論いただきたいと思います。そして、来月には2回ほど開催させていただきます。そして、来月には2回ほど開催させていただきます。そして、国際裁判管轄、そして不正競争防止法の適用範囲ですとか損害賠償算定の見直し、第3回目では使用の推定規定の拡充、ライセンシーの保護制度の創設について、もしもございましたらその他の課題についても御議論いただき、第4回目、12月13日に積み残

しの議論の整理、最終報告書の案、別途行っております外国公務員贈賄ワーキンググループの審議経過を報告させていただきまして、もしも可能でしたらその後パブリックコメントにかけさせていただきまして、来年1月30日に第5回目としてその結果と最終報告書を御提示させていただきたいという予定でございます。

次のスライドでございます。今回の見直しの視点としては大きく3つ、デジタル時代に合わせた知的財産の保護、中小企業、スタートアップなどの知的財産の活用促進、国際動向を踏まえた外国との制度調和ということでございます。

まずデジタルとしましては、デジタル時代におけるデザインの保護、限定提供データの規律の見直しを本日御議論いただきたいと思っております。また、損害賠償規定につきましても、物だけでなく技術上の秘密、役務も含めて対象を拡充するといった議論、令和元年で行われておりました改正で、より損害賠償の算定の拡充におきまして認定されるものを事実上増やすということについても検討するということを議論いただいているところでございます。

次のスライドでございます。使用の推定の拡充、そしてライセンシーについても議論いただいているところでございます。④につきましては、いわゆる技術上の秘密だけでなくビッグデータといったものも含んで議論としてはありますので、デジタルとして分類させていただきまして、今後11月下旬に御議論いただきたいと思っております。

また、営業秘密、限定提供データに関するライセンシーの保護につきましては、カテゴリーとしては中小、スタートアップにさせていただきます。こうしたものについても何らかの制度についての御議論をいただければと思っております。

そして、国際制度調和ということで、海外事案におきます国際管轄、不正競争防止法の適用範囲に関する規定の整備というものを国際動向というカテゴリーに位置づけまして、第2回目に御議論いただきたいと思っております。

その次の事項につきましては、今年の5月までに御議論いただいたものの実績でございます。それを整理したものでございますので、委員の方は御存じであると思っておりますので、割愛させていただきまして、資料4を今後議論していきたいと思っております。

資料3につきましては取り急ぎ以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、ただいま事務局からありました今期の検討の柱、検討項目の説明につきまして皆様御意見ございましたら御発言を挙手でお願いできればと思っておりますが、いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。

——では、特にございませんようですので、次の議題へ移っていきたいと思います。デジタル時代におけるデザインの保護についてということに入っていきたいと思います。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○猪俣室長 資料4を御覧ください。デジタル時代におけますデザインの保護について御説明したいと思います。

資料をおめくりいただければと思います。これまでも中間整理報告で議論いただいております。近時、メタバースといった仮想空間の活用が進み、従来、フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速しているところでございます。これにより、フィジカル／デジタルを交錯します知的財産の利用の加速も想定されております。こうした中、デザイン保護の一翼を担います形態模倣（第2条第1項第3号）の規律に関しまして、模倣行為についての対応が十分になっているかを検討いただければと思っております。

今回大きく論点を3つに分けて御提示さし上げてございます。

まず、フィジカル／デジタルを交錯する模倣事例に対応できているかというものでございます。現行法制でも、フィジカル／デジタルを交錯する模倣事例に対応しているということも可能であると考えられているところでございますが、疑義もありますため明確化することが考えられるという御指摘を頂いております。

また、商品に無体物を含むかというのが論点の2点目でございます。現行法制でも商品に無体物を含むと解釈することも可能であると考えられますが、疑義がありますためその旨を明確化してはどうかという御指摘を頂いております。

また、この2つに関連しまして、形態模倣商品の提供行為に関する保護期間、いわゆる適用除外がございますが、その保護期間の長さにつきましても議論となりましたので、今回御議論いただければと思っております。

下にありますとおり定義としましては、他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為というものが現在2条1項3号として形態模倣行為として規定されているところでございます。

続いて2ページ目でございます。これまでの小委員会、あるいはパブリックコメントで出ている点を整理してございます。2月28日に主に御議論いただいたところでございますが、有識者の方や外部の方からのプレゼンも頂きまして、メタバース上でのファッションやプロダクトデザインについて現状の著作権、商標権や意匠権で保護できない範囲がある

ことが分かったと。ほかの法律でカバーし切れない部分を不競法で補っていることは非常に意味があると感じるといった御意見を頂きました。

また、具体的な第2条第1項第3号の規定におきましては、デジタルファッションの無体物も経済的な価値があり、独立して取引の対象となるならば第2条第1項第3号の保護の適用について積極的に検討すべきといった御意見を頂いております。

また、第2条第1項第3号所定の不正競争行為、特に譲渡に、無体物の電気通信回線を通じた提供を含むか否かが明らかではなく、その改正を検討すべきといった御意見もパブリックコメントで頂いているところでございます。

また、形態や形状といった規定は有体物を前提としているようにも考えられるところ、無体物が保護対象にも含まれることを明確化すべきといった御意見も頂いております。

論点③の保護期間の伸長に関する御意見としましては、保護期間の伸長につきまして、いわゆる終期の起算点でございますが、法律上では日本国内において最初に販売された日となっております。これについては、一部の裁判例では見本市に出すなどの宣伝広告活動を開始した時と判断されたものがございます。この場合ではなく、実際の販売開始時であることが明確化されれば十分であるとも考えられ、意匠登録制度との役割分担の観点をも踏まえていただき、いわゆる適用除外の3年の保護期間それ自体の伸長については、各関連団体などの意見をさらに詳細にヒアリングしていただいた上で、検討していただく必要があるといったパブリックコメントも頂いているところでございます。

続きまして、論点①から御議論いただければと思っております。

まず、青いところ書いてございますが、不競法の第2条第1項第1号や同項2項に規定されております混同惹起行為や著名表示冒用行為でございますが、こちらには平成15年改正時に、ネットワーク上の譲渡、引渡行為が不正競争行為として規制されることを明確化するため、電気通信回線を通じて提供する行為が不正競争として規定されております。

一方で、形態模倣行為につきましては、対象物が商品の形態と規定されておまして、従来から有体物の商品に限定した規定と解されておりましたため、平成15年当時にはネットワーク上の譲渡、引渡行為は想定できないとして、当時は改正が見送られた経緯がございます。

ただ、下に書いてございますけれども、実際にはフィジカル／デジタルを交錯するような模倣事例もこれから出始めているということでございますので、この条項に電気通信回線を通じた提供を加えることによって、フィジカル／デジタルを交錯する模倣事例につい

でも対応可能になるということでございます。

したがって、事務局の提案としては、法改正により、現行の混同惹起行為や著名表示冒用行為と平仄を合わせまして、形態模倣行為にも電気通信回線を通じて提供する行為を対象行為に追加し、ネットワーク上の形態模倣行為も適用対象であることを明確化することでどうかという提案をさせていただいております。

続きまして、そもそもの商品に無体物を含めるかどうかというものでございます。不競法上の商品の概念には、裁判例でも有体物のみ含むとするもの、ただしこれは40年前の裁判例でございますが、そういった考え方と、無体物を含むという考え方の両方が存在してございます。

参考で書いてございますけれども、東京高判ということで1982年（昭和57年）は今の1号に相当する裁判例であり、平成15年改正のときに電気通信回線が入る前の裁判例でありますけれども、この裁判例では商品とは有体物をいい、無体物はこれに含まれないと解するのが自然といった判断がなされております。

他方、最近の判例でございます。下のほうになりますけれども、平成30年の3号、形態模倣に関する裁判例では、原告のソフトウェアは、タブレットとは別個に経済的価値を有し、独立して取引の対象となるものでありますことから商品ということができ、また、これを起動する際にタブレットに表示される画面や各機能を使用する際に表示される画面の形状、模様、色彩等は形態に該当し得るといふべきという判断がなされているところでございます。

こういった裁判例が2つありますけれども、1つはインターネットが普及する前の裁判例ということで、大分事情が変わってきているというのもあると思います。いずれにしましても、商品に無体物を含めるといふアプローチとしましては、逐条解説などで商品に無体物を含めると記載するという方法がございますし、あるいは不競法の商品の定義として無体物を含むことを法改正することで明確化するというものもございます。

ただ、我々で、他法令で同じようなものがあるか調べてみたところでは、他法令では無体物を含むと定義しているものは見当たってございません、また、他の商品の規定も不競法にはございますことから、それに対する影響も考えますと、今すぐ導入すべきかどうかというものも慎重に議論が必要なのかと思っております。

こうした状況を踏まえまして、下の赤字で書いています事務局の提案でございますが、まずは逐条解説などで商品に無体物が含まれると解釈を明確化するとともに、前のスライ

ドで御提示しました法改正により、現行の混同惹起行為及び著名表示冒用行為と平仄を合わせて、形態模倣行為にも電気通信回線を通じて提供する行為を対象行為に追加し、ネットワーク上の形態模倣行為も適用対象であることを明確化し、その上で、法律上の商品の定義の改正が必要かどうかにつきましては、今後の裁判例の蓄積を注視するなど、将来課題として検討を継続することではどうかと提案させていただいております。

続きまして、論点③でございます。保護期間の伸長でございます。現行では形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間については、不競法第19条第1項第5号イにおきまして、日本国内において最初に販売された日から起算して3年と規定しているものでございます。条文は赤字で書かせていただいているところでございます。

ただ、保護の終期の起算点が一部の裁判例では展示などの宣伝活動の開始時とする考え方がございます。具体的には下のところを御覧いただければと思います。

まず、保護期間の始まる時期につきましては、裁判例で商品化を完了したものとなつてございまして、これについては特段大きな御議論があるとは承知しておりませんが、保護期間の終期の起算点につきましては、一部の裁判例では販売開始時期ではなく、展示会など宣伝活動の開始時といった判断が出ているものがございます。これが必ずしも、実際のファッション業界など動きの速い段階ではまだ販売していない時期でもあつたりするということで、少しずれがあるということで、もしも宣伝活動の開始時が起算点などであれば、保護期間を場合によっては延ばすということが考えられないかという御議論があるということでございます。

続きまして、次のスライドでございます。これを本当に延ばすのかどうかにつきましては、メリット、デメリットがあると考えられています。

メリットにつきましては、先行開発者による投資回収の期間が伸長されるため、より長期間の利益の回収が可能となっております。やはり先行的に開発される方の保護期間が延びるということで、結果としてはその方々の利益の回収がより長くできるということでございます。

ただ、その下に書いております2月28日の小委員会の御議論でも、保護期間を展示会などによる公表から3年と考えると、特にファッション業界では、公表から実際の販売まで半年から1年程度かかることも多いため、実質的な保護期間が短くなるということで、やはり展示会から起点が始まってしまうということについての難しさがあるということなのかと思っております。

デメリットにつきましては立場が逆転しまして、いわゆる後発の方々に萎縮効果が生じる可能性があるということでございます。先行者の保護が長くなる、その結果、後続の方々がなかなか出にくくなるということがデメリットであるということでございます。こちらにつきましても、2月28日の意見を書かせていただいておりますけれども、展示会などによる公表の時点で既に及んでいると考えられる場合もあるものの、保護期間の終期の起算点は実際の販売時点であると解釈すると、このような課題を解消し得るということでございます。保護期間については業界によって若干温度差があるということでございます。

また、海外につきましては、欧州、韓国で調べたことを書かせていただいております。欧州につきましては、規則により、非登録の意匠の保護期間は、当該意匠が最初に公衆に利用可能になった日から3年間保護されるということでございます。また、韓国におきましては、商品形態を備えた日から3年ということでございます。公衆の利用の可能、商品形態を備えた日というものは様々議論があるかもしれませんが、保護期間としては3年間というのが規定となっているところでございます。

こうしたことから、保護期間の伸長、数字を延ばすかどうかにつきましては、立場によりまして賛成意見、慎重意見の双方がありますこと、また国際的な動向を踏まえ、まずは保護期間の終期の起算点が条文で書きましたとおり、実際の販売開始時であると解釈することを逐条解説などで明確化させていただきました上で、今後裁判例などを注視していきますとともに、法改正によりこの3年保護期間を伸長するかどうかについては、将来課題として引き続き各関連団体などの意見交換を通じて検討を継続していくことかどうかというものでございます。

事務局からの提案につきましてはの説明は以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。事務局から形態模倣に関する対象行為が論点①、論点②が商品の概念、論点③が保護期間と3つの論点について御説明いただきました。今から委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますので、挙手機能をお使いいただきまして、御意見がある方は述べていただきたいと思いますが、これも1点ずつ論点①、ページで言うと3ページから御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。では、河野委員、お願いいたします。

○河野委員　発言の機会をありがとうございます。岡村委員長、皆様、今期も引き続きよろしくお願いいたします。

まずメタバース、フィジカルとデジタルの交錯領域でのビジネスというのはまだ緒に就いたばかりというところがありますので、まずはあれこれやってみて、知見をためて、学びを深めるといった段階にあると思っています。ですので、総論としてはそのような段階での規律づくりというのは、市場でのトライアルに柔軟に対応できるソフトロー的なアプローチが望ましいのではないかと考えておまして、特定の想定課題に対する決め打ちの規律づくりには、基本的に慎重であるべきではないかと考えています。

そこで今回の事務局からの御提案ですけれども、今後1号、2号の商品等表示で捕捉できないデザインについて、3号によるバーチャル空間での保護の必要性があり得るということは否定いたしませんけれども、現行の3号に電気通信回線を通じた提供行為を単に追加するということが大丈夫かなど。規制される対象が広くなり過ぎはしないだろうか。具体的には特に規定ぶりや解釈によっては、クリエイティブな活動に制約を課すことにならないかといった懸念がございます。

無体物に適用を広げるということにした場合、3号は、本来、有体物を前提に先行者利益を保護するデッドコピー規制であるという趣旨を踏まえると、提供行為の類型をただ追加するだけで、何ら基準を示さずに、あとは裁判所の判断に委ねましょうということだと、かえってデジタル空間における保護の予見可能性ですとか、法的安定性を損なうことになってしまうのではないかといった心配をしております。

例えば模倣の考え方。実質的同一性が認められる範囲について、バーチャルとリアルと比較では、あるいはバーチャルとバーチャルの比較では、どのような基準とするのが妥当と考えるのか。また、ありふれたものの扱い、デジタルでは少額の資本投下でコピーが容易に可能であるといった点も踏まえた丁寧な検討が必要ではないかと考えています。

また、デジタル空間でデザインが模倣されたとしても、リアルな製品の売上げに影響しないのであれば、営業上の利益を侵害されているとは言えないので、規制の対象にはならないといった考え方もあり得るのではないかという気も致しますし、規制対象行為の追加に当たって、合わせて考え方を整理すべき点があるのではないかと考えています。今申し上げたような観点も含めての御検討をお願いできればと思う次第です。

以上です。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。ということは、河野委員の意見は否定的意見というようにお伺いするということですね。

○河野委員　否定的というか、単に追加することにとどまらず、それによって起

こり得る問題についても併せて検討して進めるべきではないかという意見と御理解いただければ幸いです。

○岡村委員長 はい、分かりました。では、ほかに御意見はございますでしょうか。久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 御説明ありがとうございました。事務的な御説明を頂いたときも申し上げたかもしれないのですが、内閣でも議論されていましてメタバースとかNFTとかウェブ3.0への対応を知財分野でも考えるべきだという議論、政府全体でも議論されていると理解しております。

その上で今の御説明は、基本的には法律的な議論が中心だったと思うのですが、一部先ほどの委員のお話と似ていますが、メタバースというものをある種の活用促進を産業という点で捉え、メタバース産業というのが正しいかどうか知りませんが、そういうものを振興していくという産業政策的な視点から立法、法律改正が必要だという話というのは、何か議論なさっているのかどうかというのが私の質問です。

もう1つの質問は、もちろんメタバースは非常に成長の期待が大きいところだと思いますけれども、日本が先行しているというよりはむしろアメリカでこれが進んでいるということではないかと思います。先行しているアメリカにおいて同じような問題が起きているのではないかと。それに対する知財分野での法律的な規制の状況、知財保護のための何らかの措置はどうなっているのだろうかということがもし分かれば、今後の議論の参考になるのではないかと。今日でなくても結構ですけれども、また教えていただければ大変ありがたいということです。

以上です。

○岡村委員長 今のは、事務局に対する御質問という理解でよろしゅうございますか。

○久貝委員 はい、そのとおりです。

○岡村委員長 では、もしよろしければ、事務局からお答えいただくという形はいかがでしょうか。

○猪俣室長 ありがとうございます。現在、産業政策の観点と申しますか、新しい市場の空間としてウェブ3.0、メタバースといった空間については、全世界的にも注目されているところでございます。こうしたところから、もしかしたらビジネスが制度的な制約があることによって対応できていないのではないかと。これは暗号資産ですとか様々な税制上の扱いといった議論もあるわけですけれども、そうした中で不競法においてもこう

いったメタバースの空間で法的保護が得られるかどうか、必ずしもそれが不明確であるということで、明確化していただいたほうがよろしいのではないかとといった意見があるところでございます。

こうした観点から、不競法におきましても、まずこうした形態模倣におきまして2号、1号、3号におきましてネットワークの空間でも対象になるということが明確化できればと思ひまして、今回提案させていただいております。

なお、現在でも、先ほどの論点②のスライドでお示ししました裁判例でも、ソフトウェアが商品に含まれるという裁判例もございます。今後もメタバースに関する裁判例が増えていくこともあろうかと思ひますし、河野委員からもございましたような御意見もありますところ、全く何もない中で突然裁判例が出ていくようなことではなく、むしろ場合によっては逐条解説などで様々な裁判例を紹介したりですとか、行政としてはこのように考えるという説明を逐条解説などでさせていただきまして、より明確化できることも考えていきたいと思ひてございます。

また、アメリカでは形態模倣に関して不競法と全く同じようなものがあるわけではございませんで、いわゆるトレードドレスというもので商品の外観ですとか建物や外観といったものが規制されているのを承知しているところでございます。それにつきましても、現在、メタバースで大きな裁判例が出ていますとか、そういったことは現在でも私の知る限りでは承知しておりませんが、できるだけ不明確なところにつきましては、ビジネスの観点上できるだけ明確化してほしいというニーズが日本でも一部ございますので、そういったことに対応することは重要なのかと思ひているところでございます。

私の説明は以上となります。

○岡村委員長　ありがとうございます。今、事務局からお話を頂いている最中に、長谷川委員、杉村委員から順次手が挙がりまして、その順番で、まず、長谷川委員、それから杉村委員に御意見を賜りたいと思ひます。まず、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員　御説明いただき、また発言の機会を頂戴しありがとうございます。経団連から参加しておりますキヤノンの長谷川です。今期もよろしくお願ひいたします。

この論点に関して河野委員から御指摘いただいた点、確かにごもっともだと思ひ一方、メタバース空間における形態模倣という何らかの規制が必要とされるような行為が出てきているというのも事実であります。また、少なくとも2条1項3号は、河野委員も御指摘されていたとおり形態模倣で基本的にはデッドコピーのみを対象としているものと理

解しております。

したがって、まず手始めに本号で言う提供行為の中に電気通信回線を通じた提供を追加し対象範囲を広げていくことで、日本が先鞭をつけいち早く法的保護を講じていく姿勢を見せるのは、これはこれでよいことなのではないかと思っております。

また、本件のような事例について意匠法や著作権法など他の法律での保護も考えられるもののそちらの議論はなかなか進行していないということで、各界から不競法に対する期待は大きいと感じております。その期待に応えるという意味も含めて、まずはこの辺りの保護を広げていくということを考えてもいいのではないかと、思います。

ただ、河野委員のおっしゃるように、意図しないような副作用があるようであれば、その影響や対応については慎重に検討すべきであるとも考えております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。では、続きまして、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 杉村でございます。ありがとうございます。今期もどうぞよろしく願いいたします。

先ほど事務局から御説明ありましたように、形態模倣行為にも電気通信回線を通じて提供する行為を対象行為に追加していただくという方向に賛成いたします。先ほど、長谷川委員がほぼ私が発言したいことを言っていただきましたように、フィジカル・デジタル空間を交錯する模倣事例に関する相談は既に頻繁にございます。弁理士会の複数の会員にもヒアリングしたところ、相談は増えているという実情があることがわかりました。表面的には大きなトラブル例がオープンになっているというわけではありませんが、ネットワーク上の形態模倣行為も適用対象であることをこの機会に明確化すべきではないかと考えております。

したがって、ネットワーク上の形態模倣行為を規制対象にしていくことは、なるべく早くやっていただきたいというのが私ども弁理士会としての要望でございます。先ほど長谷川委員もおっしゃられましたように、著作権法や意匠法では議論がまだ進んでおらず、不競法での改正に対する期待というところが多くございます。ネットワーク上の形態模倣行為を規制対象にするということについては、できるときにやっていただきたいと思っております。現在、私は韓国出張中で国際会議に出席しておりますが、各国が同様の課題について議論されているという情報がございます。

それに対して日本の現状はどうかと聞かれたときに、これから不正競争防止法関連で議論が始まると申し上げておりますが、他国もデジタル・フィジカル空間を交錯する模倣事例についてどのように対処するかということについては検討や議論が進んでいるところですので、日本がいち早く何らかの指針を示していくということが必要ではないかと考えます。ネットワーク上の形態模倣行為に電気通信回線を通じて提供する行為を対象行為にまずは追加いただきたいということが私の意見でございます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。続きまして、林いづみ委員からお願いいたします。——林委員、お声が聞こえないのですが。今はミュートになっているみたいなのですが。事務局、今、林委員は。

○事務局（小泉）　事務局でございます。お電話で林委員とおつなぎできないか個別に連絡を取らせていただきますので、またこちらの準備ができましたら林委員の御発言をお願いできればと思います。すみません。

○岡村委員長　分かりました。では、林委員の接続をお待ちしている間に、ほかの方は御意見ございますでしょうか。末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員　末吉でございます。ありがとうございます。私も今の杉村委員と同様の意見でございます。論点①につきましては、電気通信回線を通じて提供する行為を立法的に加えるということに賛成でございます。

以上でございます。

○岡村委員長　林委員はつながりましたでしょうか。今、事務局でトライアルされている最中でしょうか。——そうしましたらその間にと言ったら失礼なのですが、他の委員の方々に何か御意見ございましたらお願いできますでしょうか。——つながりましたか。では、林委員、お願いいたします。

○林委員　お時間取って申し訳ありません。1号、2号について条文に「電気通信回線を通じて提供」が入ったのは平成15年、2003年でございます。約20年経っております。この間のデジタル空間のビジネスの展開を考えますと、手段としてこれまでの譲渡などだけでなく、「電気通信回線を通じて提供」という文言を加えることは必要ではないかと考えております。

また、河野委員から懸念が示されている点については、「模倣」の解釈をこれまでもデッドコピーとしておりましたので、その点で解釈で制限を課していくことは可能だと思

ます。そして、この文言を入れるということが、その次の論点についても商品に無体物を含むという解釈を明確化することにもつながるのではないかと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。下川原委員、お願いいたします。

○下川原委員　下川原でございます。今回から参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この論点につきましては、私も、電気通信回線を通じて提供する行為を規制対象に加えるということについて賛同いたします。確かにこれから発展していくエリアでございますので、性急な改正をするべきでないところもあるかと思いますが、この点に関してはやはり事例も出てきているようにもお見受けしますし、やはりリアルとメタバース空間を交錯するようなことに対して、改正することで対応できていくということは重要ではないかと思っておりますので、この点を加えていくことについて賛成いたします。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。賛成意見を今、下川原委員からも頂きましたが、ほかに御意見ございますでしょうか。まだ御発言になっておられない方などの御意見をお聞かせいただければありがたいのですけれども、ございませんでしょうか。

論点②にも関係しますけれども、40年前の事件で否定されたということですが、いわゆる通信自由化がされたような年の付近の事件のようにお見受けしますし、ましてインターネットなど全然民営化というか民間開放されたのは95年ですので、かなり前であると。それから、今、林委員おっしゃったような年代もまだ今のようなネットでの取引が進んでいなかったところ、今やメタバースというまでもなく、ダウンロードでデジタル商品が販売されるということが当たり前の状態になっておりますので、私としましても非常に隔世の感を感じておりますところ、確かにデッドコピーにフィックスされているという中で、どれだけ濫用のおそれがあるのかということがあまり具体的に想定するのが困難な状況のように感じるところでございます。

その辺り、もし最初にどちらかと言うと時期尚早的な発言をされました河野委員とかからも御反論とかありましたらおっしゃっていただければと存じますが、いかがでしょうか。

○河野委員　反論ということではございません。ニーズがあるということも承知しておりますので、御検討に当たって先ほど申し上げたような点、皆様から逐条解説等で解釈や

考え方などを示していくことで対処できるのではないかといたした御意見を頂いたところで、すけれども、観点といたしましては新しくどんどん広がっていく可能性のある「場」で、クリエイティビティが発揮できるようなことがこれからいろいろと行われようとしているところなので、そういったことに変な影響や支障がないということを皆さんで確認しながら議論をしていければいいのではないかと感じております。

以上です。ありがとうございます。

○岡村委員長　デッドコピーだといかがなののでしょうか。

○河野委員　デッドコピーといったときに、私の不勉強なところも多々あるかと思うのですけれども、バーチャルとリアルで比較する、あるいはバーチャルとバーチャルで比較するといったときに、「デッドコピー」がどのように解されていくのかといった辺りの基準がもう少し皆さんのコンセンサスの上で示されていくと、懸念は下がってくるのではないかと感じております。

○岡村委員長　ただ、今のところ3号だけ電気通信回線を通じて提供という文言がないということは、1号、2号との反対解釈で3号は電気通信回線を通じた提供には適用がないという取られ方をするというのがごく自然のような感じが致しますので、注釈などで書くというよりは、立法的にどちらか、つまり現状のままということは否定という形になりますし、逆に立法で対処するということが肯定という形になりますし、どちらかしかないような形で、注釈で対応するという性格とは異なるように思ったりします。

○河野委員　言葉足らずで申し訳ございません。注釈と申し上げているのは、1号、2号の並びで3号にも電気通信回線を通じて提供する行為を入れる際には、という話です。対象行為を追加すべきとのご意見については、岡村先生からもございますし、皆様からも出ているように、時代の変化ですとか市場の変化を考えると、そういう点は多々あろうと理解をしております。

その上で何が適用になるのかといったところについては、もう少し基準を明確にしていこうということが併せてあってもよいのではないかとこの意見でございます。

○岡村委員長　それを注釈等でできるだけ具体化するよという御趣旨と受け取ってよろしいでしょうか。

○河野委員　はい、結構でございます。

○岡村委員長　承知しました。ありがとうございます。

あとは何か御意見おありになる方ございますでしょうか。――もしないようであれば、

論点①について事務局からもし何かございましたら、まとめに代えて御意見をおっしゃっていただけませんか。

○猪俣室長　ありがとうございます。様々御議論いただきましたところでございます。もちろん賛成の方、慎重な方もございまして、電気通信回線を通じて提供するを仮に入れた場合であったとしても、バーチャルな場合で、リアルで行われていることがそのまま引用されていくのかどうか、あるいは何かバーチャルの場合でありますと少し変なことにならないのかどうかということも含めまして、これはまだ分かりませんが、例えばここに第3号を電気通信回線を通じてというものを法改正で入れさせていただきながら、その中で法施行前に不明確な点、解明すべき点ということを逐条解説などで明確にできたらそういったこともさせていただいて、より透明性の高いものにしていくということも今後検討の1つになるのかなと思ったところでございます。

○岡村委員長　はい、ありがとうございました。それでは、今のような議論があったことを踏まえつつ、論点②に入っていきたいと思います。これはCD-ROMだとかでも売られる形になりますので、必ずしも電気通信回線を通じてということと完全イコールになる問題ではございませんので、またそれなりに別の論点になろうかと思っておりますけれども、論点②の商品に無体物を含むかどうかということについて、委員の皆様御意見をお願いできればと思いますので、また御意見を頂戴できる方は挙手をお願いできればと存じます。いかがでしょうか。要するに解釈を明確化――末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員　ありがとうございます。私は事務局の案に賛成でございます。先ほど事務局からも御説明ありましたとおり、商品に無体物を含むという立法は、立法技術的にまだクリアしなくてはいけない問題が多いと思いますので、当面は解釈論で進めて、動向を十分踏まえた上で次のステップを狙うという作戦だと思いますので、それでよろしいのではないかと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。続きまして、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員　ありがとうございます。先ほど来の議論を踏まえれば、私もここで言うところの商品に無体物は含まれるべきと考えます。まずは逐条解説にてその点を明確化していくということに賛成です。

一方、繰り返しになりますが、ここで無体物を含むとする以上、論点①で議論されたように提供に電気通信回線を通じた提供が含まれるということも確保されて初めて保護が全

うすると思います。従って、そちらの法改正も併せて急いでいただく必要があると思っております。

あと一点質問ですが、ここで対象としているのはあくまで3号の商品であって、1号、2号の商品は、無体物を含むかどうかの議論の対象にはなっていないという理解でよいのでしょうか。

私からは以上です。

○岡村委員長 事務局お願いします。その後杉村委員の御意見という順番で参りたいと思います。

○猪俣室長 ありがとうございます。双方議論があろうかと思えます。法律の仕方としては、第2号、1号、3号の商品に無体物だけを含むという書き方も法律上は可能ではございますが、場合によってはそれ以外の不競法に適用しないのであれば、なぜ商品に2号、1号、3号だけそれを書いて、それ以外には書かないのかということになります。

他方でももちろんメタバースの関係上、全体に含めるべきだという議論も可能かと思えます。ただ、それにつきましてはここに書いたとおり、形態模倣以外にも影響する話になってきますので、河野委員の議論、前回頂いた議論も考えますと、商品にも全部含むのとするのは慎重な議論が必要なのかなと思っております。

以上でございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。そこを広げ過ぎると、例えば類否判断など微妙な判断も関わってくる可能性もありますので、ここでは限定的に2条1項3号の話に閉じたところで議論いただくのがよいかなと思っております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。杉村です。

事務局の御提案に現時点では基本的に賛成いたします。今後になると思いますが、逐条解説等にて「商品」に無体物が含まれるというような解釈を明確化するだけでは、恐らく十分ではなくなってくるのではないかと考えています。

裁判例で肯否が一応分かれているという状況の下では、逐条解説での説明という行政的な解釈を変更するだけでは、「商品」に無体物が含まれることの明確化としては十分ではない可能性が将来出てくると思っております。

したがいましてここに事務局提案で書かれている「今後の裁判例の蓄積を注視して検討

継続」の観点として、やはり不競法2条4項の商品の形態の定義規定に無体物が含まれるように、「商品」の「形態」の定義規定、特に2条4項の「形状」との文言を変更するか、他の用語を追加するということも含めて検討を継続していただきたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長 杉村委員、今のお話の中では出なかったのですが、長谷川委員が先ほどおっしゃったデッドコピーならともかく、類否の判断ということになるとなかなか難しいのではないかと御意見がありましたけれども、その点については何か御意見ございますでしょうか。

○杉村委員 私もほとんど長谷川委員とその点については同じような意見を持っておりますので、先ほど長谷川委員がおっしゃっていたことで私の意見ということにさせていただければと思っています。

○岡村委員長 ということは、4項に入れるという形は、3号の商品の形態を予定してという趣旨でおっしゃったという理解でよろしいのですね。

○杉村委員 はい。これからの裁判例の蓄積というのもありますので、そのときに2条4項のところの商品の形態という文言についての裁判例がまた出てくるかもしれませんので、今後どのような点も含めて検討を継続するというところでお願いしたいということです。

○岡村委員長 そうしますと、おおむね事務局案に……

○杉村委員 現状は事務局案に賛成いたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。小松委員、お願いします。

○小松委員 小松でございます。私は法律の専門家ではないので、情報セキュリティを専門としておりまして、この点で私の考えを述べさせていただきます。

商品に無体物を含むかというのは、ここに解釈を明確化して、逐条解説に入れるという点については反対ではありません。1つ意見があるのは、逐条解説は、我々技術者や研究者は読むことが少ないものですから、例えばハンドブックであるとか指針に入れていただけるといいのではないかと思います。

もう1点大変気になっているのは、商品の模倣、先ほどデッドコピーというお話がありましたけれども、技術的には情報財というのはコピーしても全く同じものになるわけです。その違いを例えば電子透かしなどウォーターマークを入れるなどの技術であるステガノグラフィで暗号技術を基に入れることが多いのですが、それはまだあまり一般的ではな

ということが懸念材料です。つまり、電子情報材についてコピーしたら分からなくなりますということです。

NFTのように、権限をオリジナルな情報財とは別の形で作成し、ブロックチェーン上で登録し連結するというのがすでに流通していますが、NFTによって初めてそれが本当にオリジナルなものだということが分かります。それが結合していなければオリジナルではないという考え方もできます。このような解釈が明らかになったところで、模倣した商品というのをどのように判断するかというのを少し懸念というか疑問を持っております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。続けて林委員からお願いします。

○林委員 ありがとうございます。引き続き電話で失礼します。

私も、末吉先生おっしゃられたように、条文の中でここだけ商品の定義を書き加えるというのは難しい問題になってしまうので、既に商品には無体物が含まれているという理解を確認する上で、逐条解説に書くというのが適切ではないかと思っております。

逐条解説に書くときに、無体物が含まれるというだけにするのか、さらに客観的交換価値があるものであれば足りるとか、必要十分条件までどのように書き込むのかというのは、今後少し詰めたほうがいいかなと思っております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。林委員の御発言の御趣旨は、逐条解説に書くということで、それにプラスして小松委員がおっしゃったような他の説明書類に書き込むことを否定する趣旨ではないというように受け取ってよろしいですね。

○林委員 もちろんでございます。小松委員がさらに上のレベルをおっしゃっていただいたので、逐条解説に書きつつ、一般の方にも分かるようなものも用意したほうが良いと私も考えます。ありがとうございます。

○岡村委員長 承知いたしました。ほかに御意見ございますでしょうか。——そうしましたら、ほかに御意見ないようですので、この論点②について事務局から簡単なまとめをお願いできますでしょうか。

○猪俣室長 御意見頂きまして、ありがとうございます。商品に法律上で書き込むということにつきましては、不競法の中の影響ですとかそれ以外の法律体系も含めまして、いろいろな影響もあり得ると思っております。

今後もメタバースの議論が続いていくと思います。我々のような不法行為の不競法であ

りますとかほかの財産権法でおきましても、今後の議論の過程が政府の中でもいろいろなところで議論がなされていくと思います。ビジネスを先回りして潰してしまうようなことがないように、我々としてもまずは皆さんの御意見をよく聞きながら、仮に逐条解説でやるにしても、それだけでは不十分で、皆さんにしっかりと分かるようにハンドブックなり様々な媒体を通じてPRしていく。そして、場合によっては模倣品の疑念がバーチャルにおいてなかなか判断が難しいという場合がありますら、我々のできる限りのところでございますが、仮に法改正した場合にはそういった部分につきましても無体物を含むというものも含めて、どのように考えるかということをごだけ皆様に明らかにできるようにしていきたいと思ひます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、時間の関係もござひますので、5ページの論点③に入っていきたいと思ひますので、委員の皆様方から挙手で御意見を頂ければと存じます。いかがでしょうか。6ページに事務局案が書いてありますので、当否などについて御意見頂ければありがたく存じます。では、林委員、お願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。条文はあくまでも「販売のとき」でありますから、条文に忠実な解釈として逐条解説に「実際の販売開始時」と記載するという方向に賛成でございます。

なお、この判決についてはあくまでも事例判決と解釈すべきであり、別に展示会をもって販売のときとみなしたというわけではないと思ひます。あくまでも条文としては「公表のとき」ではなく「販売のとき」なので、事務局案のような手当てで足りるのではないかとと思ひます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員　杉村です。今、林いづみ委員がおっしゃられました意見に賛成でございます。まず、実際の販売開始時と解釈することを逐条解説等で明確化し、将来課題として引き続き検討継続するという方向でございます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかには御意見ござひませんか。長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員　ありがとうございます。私もほかの先生方と同じですが、事務局案に賛

成させていただきます。保護期間そのものを伸長するのは、やはり必要性の観点から時期尚早と感じています。

一点、販売の範囲ですが、例えば厳密に販売行為だけに限定されるのでしょうか。この同じ条項の中にも販売以外に様々な——これは模倣品についての行為ですが——が記載されています。例えばここで展示以外の譲渡、貸し渡し、輸出や輸入という行為も、終期起算のきっかけになるのではないかと個人的には思っていますが、いかがでしょうか。

私からは以上です。

○岡村委員長 事務局、今の御質問について何かございますか。

○猪俣室長 我々としては、通常、前のページで書いておりますけれども、基本は販売した日から起算して3年を経過した商品についてということでございますので、あくまでそれが始まるのは最初に販売したということなのかなと思っているところでございます。

○岡村委員長 正確に言うと、日本国内において最初に販売されたということですね。輸入物品とかもありますので。

○猪俣室長 委員長おっしゃるとおり、日本国内において最初に販売された日とってございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 そうすると、例えば有償での貸与、つまりレンタルのように、経済的に見て販売と全く同視できるのかどうかは分かりませんが、販売に近い行為を行った場合であっても、それを起点とするということは考えておられないということでしょうか。

○岡村委員長 事務局、いかがですか。

○猪俣室長 取引の対象となるかどうかというところが論点なのかなと思っております。実際取引をして、場合によってはレンタルというのものもあるのかもしれませんが、今すぐ明確な回答が難しいところではあります。また調べていきたいと思っております。

○岡村委員長 では、またそれはお調べいただくということで、時間の関係もございませぬので、続きまして末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。私も事務局の案に賛成でございます。それから、今の御質問ですが、条文に書いてございまして、譲渡だけではなくて貸し渡し、譲渡もしくは貸し渡しのために展示、輸出、輸入する行為が全て入っておりますので、その点の疑義はないのかと思っております。

以上です。

○岡村委員長　末吉委員、それは侵害行為のほうに入っているという話で、販売された日から起算して3年というほうの起算点を勘定するときカウントにはまだ……

○末吉委員　失礼しました。今のは間違いです。事務局案に賛成です。ありがとうございます。

○岡村委員長　承知しました。ほかには御意見ございませんでしょうか。――では、事務局案に賛成という声が多いというように承知いたしましたので、この点も事務局で何か付け加える点などございましたらお願いします。

○猪俣室長　ありがとうございます。おおむね御提示させていただきました事務局案に賛成いただいたということで、また逐条解説でより明確になりますよう、実際の販売開始時ということを明確化する方向で事務局として進めて参りたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。では、先ほど長谷川委員からありましたレンタル専用品などの場合の販売はどうなるのかということも、通常はレンタル業者が販売するというので、私はそこに販売が挟まるといいますので、おおむね問題がないかなと思っておりますけれども、事務局でまたお調べいただきまして、何らか補足する点がありましたら、次回以降にお願いしたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

○猪俣室長　はい、承知いたしました。

○岡村委員長　では、続きまして限定提供データの規律の見直しについてということに入りしたいと思います。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○猪俣室長　資料5を御覧ください。限定提供データの規律の見直しでございます。

ページをおめくりいただきまして1ページ目でございます。平成30年に創設させていただきました限定提供データでございます。その法律改正のときにございました国会、衆議院、参議院で法律の施行後3年をめぐりとして、当該規定に検討を加えて、その結果に基づいて所要の措置を講じることという附帯決議を頂いているところでございます。

そして、その次のスライドでございますけれども、こうした附帯決議を受けまして、平成30年の改正時に議論いただきました、そのときは制度の措置を見送りました事項についても、1月31日の小委におきまして議論をいただいたところでございます。そのときに制度として見送った事項としましては、限定提供データ侵害の刑事罰化ですとか、営業秘密と同じような規制についてどのように考えるかということで、1月31日に御議論いただいたところでございますが、結果としては現状では限定提供データの実装が進みつつある段

階でありますことから、この段階で制度的な手当での再検討を進めることは実務の混乱を招きかねないとして、現時点では追加の手当ては不要ではないかという意見が大勢であったと理解しております。

他方で、本日御議論いただきたい議論としましては、実務での制度の実装の観点から指摘されている問題として2点御議論いただければと思っているところでございます。

論点①としましては、いわゆる限定提供データには秘密として管理されているものを除く要件がございます。この要件のために営業秘密と限定提供データが別々の管理対応が要求されていると解釈され得ることから、将来の制度見直しが期待されているという意見が多くあったところでございます。

また、論点②でございますけれども、善意取得者保護に係る適用除外の規定につきまして、限定提供データの転得者の取引の安全、また元の限定提供データ保有者の保護のバランスを踏まえながら、制度実装を行っている事業者によるニーズ、個別の事情なども勘案して、適切に在り方についてどのように考えるかということも論点として上がってきているところでございます。

次のページでまず論点①から議論いただければと思っております。法律上、皆様も御案内のとおり、限定提供データの定義につきましては、赤字で書いておりますとおり、秘密として管理されているものを除くと書かせていただいています。これは、制度創設当時、営業秘密と限定提供データの違いに着目しまして、両者の重複を避けますため、営業秘密を特徴づける秘密として管理されているものを限定提供データから除外したものでございます。

ただ、4ページ目で実際に制度を導入した段階におきまして様々な御意見頂いているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、小委員会では限定提供データと営業秘密の2つの管理体制を独立に構築することは負担が大きいということでございます。結果として、営業秘密として保護されなかった場合に限定提供データとして保護を期待したいにもかかわらず、努力して秘密管理を重ねて施した結果、両方の保護を一切失ってしまう、このような懸念を感じているという御意見を頂いているところでございます。

また、1月31日の小委では、2つの制度の両立をしないことには、何のために法律をつくったか分からないという御意見も頂いています。

パブリックコメントでは、まず指針、ハンドブックの説明を工夫してはどうかという議論を頂いています。これにつきましては、次のページでありますけれども、取り急ぎ指針

は改正しております。

また、前のページに戻りまして、4ページ目でございますけれども、提案といたしまして、秘密として管理されているものを除くではなくて、営業秘密を除くとすればいいのではないかという意見を頂いております。

5ページ目につきましては、先ほど申し上げました指針の改訂がなされたということでございますが、下に書いておりますけれども、法律で要件を書いておりますので、秘密として管理されているものは、厳密には限定提供データとしての保護を受けず、公知情報であるがゆえに営業秘密としての保護も及ばないという保護の間隙は解消されていないという状況でございます。

6ページ目でございます。先ほど申し上げましたが、制度を創設した当時は営業秘密と限定提供データの両制度による保護の重複を避けるために、限定提供データの保護対象から、営業秘密を特徴づける秘密として管理されているものを除外したところでございます。

ただ、そのために秘密として管理されていないけれども、公然と知られている情報は、限定提供データの保護が及び得るとなる一方で、秘密として管理されているものが公然と知られているような公知な情報について、これはデータを持っている保有者というよりはライセンスの方々、ライセンスした後に結果として公知になってしまったようなケースが考えられますが、そうした結果として公知となってしまったような情報については、秘密として管理されている以上、限定提供データの保護も受けられないということで、公知情報でもあり、営業秘密としての保護も及ばないということで、管理実態と現行法では緑色で示させていただいておりますとおりの隙間が生じているという状況でございます。

こうした状況を埋めますために、改正案①と改正案②を御提案させていただいております。

改正案①につきましては、先ほど意見を頂いたとおり、営業秘密を除くという要件に変えることで、この隙間を埋めるというものでございます。または、そもそもの要件というものの自身を取っ払ってしまうことにより、どちらか裁判などが行われましたとき、実際の限定提供データを持っていらっしゃる方、あるいは営業秘密を持っていらっしゃる方が保護的な要件を選ぶということも考えられるのかと思っております。

実際に、どのような場合が、秘密として管理されているけれども、公知なもので限定提供データとしてあり得るかというものでございます。例えばという想定事例ではございますが、企業Xが秘密として管理されているデータがございまして、それが秘密保持義務を

持ちながらライセンスとしている場合がございます。ただ、ライセンスされた方の1社、A社が公開してしまったがゆえにデータが公知になってしまったというものでございます。

こうした場合には、下で書いておりますとおり、限定提供データの法律上の定義では、そもそも秘密として管理している以上は、法的には限定提供データとして保護されず、また公知でありますので、営業秘密の要件を満たさないと。こうしたものがもともと限定提供データとして保護されるためには、営業秘密と管理を別にして、秘密として管理を別にして、秘密として管理をしないということが求められるという状況になってございます。

こうしたことから、前のページでございますけれども、改正案①か②に基づきまして、この隙間を埋めていくという方向を進めて参りたいと思っております。我々としては、もしもこの方向性が許されるのであれば、引き続き法制局とも相談いたしまして、改正案①、②という議論をさせていただいて、いずれにせよこの隙間を埋めていくということをやっていきたいと思っております。

続いて8ページ目で論点②でございます。こちらは不競法では、転得者の取引の安全を保護するために、取得時に不正な行為の介在などを知らずにデータを取得した転得者（善意転得者）については、適用除外規定が設けられているところでございます。

取得したときと赤字で書いておりますけれども、取引によって限定提供データを取得した善意転得者が、取引によって取得した権原の範囲内において行う開示行為を適用除外としているところでございます。

これにつきましては、10ページ目をまず御覧いただければと思っておりますけれども、まず現行法でございます。まず本来のデータ保有者Xがございまして、それがデータ提供者Bという不正取得者などが介在して、プラットフォーマーAが善意取得者で、その方が加工してデータ利用者Cという方にデータを利用するというビジネスモデルでございます。このときにデータの不正取得が分かった段階で、それ以降に悪意になって転換した段階でデータを引き続きプラットフォーマーAの方がデータ利用者Cに開示したり提示することについては、法律上不正競争となっておりますので、法律を守っていくためにはその流通が止まるということでございます。

ただ、流通が止まってしまうということで、プラットフォーマーAの方やデータ利用者Cの方々にとってみれば、ビジネスのモデルの安定的な流通が難しいということで、この問題をどのように考えるかということでございます。仮にビジネスを引き続き安定的に行うというやり方の1つとして、悪意に転換した段階というのを契約締結時に早めるという

ものでございます。

仮に契約締結時には善意であって、契約締結をした後に悪意に転換した場合であっても、契約締結した段階においては善意であったということから、引き続きデータを流通させるということをごさいますして、そういったものを不正競争に当たらないとした場合には、プラットフォームAの方やデータ利用者Cの方は、データを引き続き安定的に得られるというものでございます。

こうしたものにつきましては、9ページ目でございますけれども、小委におきましても賛成論、慎重論があったところかと思っております。

まず、青字で書かせていただいているのは改正に賛成を頂いている方々かと思っております。警告状が送付されることによって、転得者は比較的容易に悪意に陥ってしまい、それによって、データの継続的な開示が途切れることは好ましくなく、取引の安全を図るべき。善意の判断基準時を契約締結時に修正することは解決方法の1つと考えるという御意見を頂いております。また、パブリックコメントでもそうした方向性について賛成を頂いているところでございます。

ただ、慎重論もあったと思っております。赤字で書かせていただいておりますけれども、後から悪意にならないということになると、とりあえず基本契約を締結し、実際の対価など個別の契約について後で決めて支払うといったことが好まれるのではないかとこのことでございます。そうなりますと、法律上の規定の意味が薄くなってしまう可能性があるのではないかとこの慎重な御意見を頂いているところでございます。

もしも先ほど言ったような問題点がある場合には、契約上で対処するということもあり得るのではないかとこの議論を頂いているところでございます。

また、一番下のところでございますけれども、やはり契約期間が長い期間残っていた場合、契約後に分かった場合、悪意と転換した場合ではデータの流通が止まらない場合には、本来のデータの保有者の方に逆に酷なことになるのではないかとこの懸念も頂いているところでございます。

これにつきましては、最後の11ページ目で簡単なメリット、デメリットを書かせていただいております。ルールを変更しますとメリット、デメリットが立場によって逆転するのかなというところでございます。現行法では、データ保有者の方々にとっては、データの不正流通が分かった段階で流通が止まるということでございますので、データの投資回収が適切に確保できるということでございます。

ただ、先ほども申し上げたとおり、プラットフォームの方やデータの利用者の方にとってしまいますと、データが途中で止まり得る可能性があるということで、契約を結んだにせよ、ビジネスモデルが場合によっては止まり得るということについての懸念があるということのデメリットがあるところでございます。これを仮に制度を改正することで、善意の判断基準時を契約時に改めた場合には、メリット、デメリットが逆転するということで、データを保有する方、データを出される方にとってみますと、データの投資回収がデータの流通が止まらないことによってその機会が低下するというところでございますし、そうしたおそれがありますとデータの流通を萎縮させてしまう可能性があるということでもあります。

ただ、プラットフォームの方々やデータ利用者の方々にとってみますと、契約に基づいたビジネスが引き続きできるということで、ビジネスの機会が確保されるということでございます。

これにつきまして、我々事務局でも、プラットフォームを含めて意見交換させていただいたところが、赤い四角囲みのところで書かせていただいています。現状では、限定提供データ制度の周知、普及とともにこれに関連する契約の実装が進みつつある段階でありまして、現時点では、まだ限定提供データに関する裁判例や実際のビジネス上のトラブル事例も特に見当たっておらず、前提となります善意の判断基準時を改めることに慎重な意見も見受けられると思っています。

また、先ほど申し上げたとおり、データ保有者の観点で見ますと、安心してデータ提供を行うことができない懸念から、データ提供を控えてしまい、その結果、データ流通を萎縮させてしまう可能性もあるといった御意見もあったところでございます。

こうした状況を踏まえますと、事務局の提案でございますが、データ流通の発展段階であり、まだデータの実装が重要であるという観点を踏まえますと、善意の判断基準を取得段階から契約段階に早めるべきかどうかについては、今後の裁判例や実ビジネスの動向などを踏まえて、引き続き将来課題として検討を継続することでどうかと考えてございます。

事務局からの説明は以上となります。

○岡村委員長　ありがとうございます。では、議論を進めてまいりたいと思いますけれども、私の進行がよろしくなくて、あと20分ほどになってしまいました。2つの論点に分けて、おおむね10分ほどずつで議論を進めていきたいと思っております。

まず論点①が6ページにございますので、それについて御意見を頂けましたら幸いです。

では、また挙手をお願いいたします。末吉委員、お願いします。

○末吉委員　ありがとうございます。私、個人的に理論的には改正案②がよいのではないかと考えているのですが、私の記憶ではこの除くというのを必ず入れろというのが御意見として出てきてこういう立法になったのではないかと理解しておりますので、結果改正案①のほうが戦略的には通る可能性が高いのではないかと考えております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。たしか法制段階でそういう意見があって、当小委員会としてはこの要件については要らないというのが大半だったところ、やむなく入れたという記憶がございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。私も理論的にはぜひ改正案②をトライしていただきたいと思います。保護の重複を避ける必要はなく、両方の保護を制度として用意していただければと思います。ただ、無理であれば、今回第一歩として改正案①で行くというのが末吉先生おっしゃったとおり現実的なのところであるので、それで行けるのであれば行っていただきたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　御二人の先生方からとりあえず改正案②で押してみても、だめなら落とすところとして①というのもあり得るのではないかと御趣旨でしたけれども、ほかの委員の先生方で御意見ございますでしょうか。特に異論はございませんでしょうか。――事務局、特に挙手はほかの委員の先生方ありませんよね。

○猪俣室長　今のところないと思います。

○岡村委員長　では、進行に御協力いただいてありがとうございます。今の御意見の下で進めていただければと私も思っておりますけれども、事務局から一言お願いできますでしょうか。

○猪俣室長　ありがとうございます。あくまで平成30年のときには新しい制度を創設するというので、やはり営業秘密以外のものを新たな制度としてつくるために設けたということがございます。それと従来の営業秘密と新たにできた限定提供データの制度の法的な内容、そして法的保護の効果も違うということから、峻別するための規定が設けられたということがあったと聞いておりますが、また引き続き法制作業の過程でよく議論させていただきながら、まずこの隙間を埋めるための成案を入れるように、皆様の御意見を踏ま

えて頑張っていきたいと思えます。

以上でございます。

○岡村委員長　よろしくお願ひいたします。それでは、論点②に移りたいと思えます。11ページですね。この点に関しても御意見を賜りたいと思えますので、挙手のほどお願ひいたします。末吉委員、お願ひいたします。

○末吉委員　ありがとうございます。この論点は11ページにあるとおり悩ましい論点でございます。私は、やはり事務局案に賛成でございまして、その趣旨は限定提供データを使った契約実務、あるいは相談実務、もう少し固まった段階で立法に進むべきであって、現段階ではこのような形で将来課題として検討継続ということが最も望ましいのではないかとと思えます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。田村委員、お願ひいたします。

○田村委員　田村です。私自身は、改正したほうがよいだろうという立場ではありますけれども、議論が分かれている状況で、今、喫緊の課題として早急にこれを入れなければいけないという機が熟しているとは思いませんので、これから検討すべきだという事務局の提案に賛成いたします。

他方で一言御検討いただきたいのは、データだけではなくて営業秘密についても同じ趣旨の条文がありますので、併せて検討して、もし片方だけ検討するということになる、なぜ営業秘密を残しているのだろうかということに改正することになったときになりかねませんので、検討の際には営業秘密と限定提供データと両方について善意取得の主観的要件の判断基準時を変更すべきかということを検討すべきであるように思えます。

以上です。

○岡村委員長　承知いたしました。とりあえず現段階では事務局案で行って、今後の検討課題とするという御趣旨を頂きました。

ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。林委員、お願ひします。

○林委員　ありがとうございます。私も結論として事務局案に賛成であります。不正競争防止法に限定提供データを入れた当時というのは、まさに日本がビッグデータに対してどのように対応するかということで、平成30年、2018年に入れたわけですがけれども、その後の欧州の2019年のデジタル戦略とか、2021年のデータガバナンス法案、今年2022年のデ

一タ法案などを見ても、非常に速いスピードでその後の制度構築が進展しているところですので、我が国としても限定提供データそのものの在り方も、今後、営業秘密とはまた別のものとして枠組みを考えるということもあり得るのではないかと考えています。したがって、現時点では変えるということはやめたほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。今御指摘いただいた視点は大変重要な視点だと私も考えております。

ほかに御意見ございますでしょうか。——そうしましたら、この点も大体事務局案で現時点ではおおむね賛成するのであるというのが全体の御意見だと承りましたので、それを踏まえて事務局から一言お願いいたします。

○猪俣室長　ありがとうございます。これは権利と権利のバランスがあるという観点で、よくよく慎重に見ていかなければいけない議論だと思っています。引き続き検討課題として状況を注視して参りたいと思います。また、田村委員からありましたとおり、これについては営業秘密にも関連するものでございます。

ただ、営業秘密は限定提供データよりは流通性があまり想定されていないもので、そちらのほうが場合によっては契約時で流通が止まらないことがいいのかどうかという議論もあるので、少し性格が違うものもございますが、もちろんだからといって検討しないというわけではなくて、検討は引き続き両方含めてしてまいりたいと考えております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。その点も踏まえまして、引き続きさらに議論を深めていただければと存じます。

それでは、とりあえず今日お預かりした議案については全て終わりました。概ね事務局案で行くという方向性でありますし、特に限定提供データの論点①は、改正案②で押してみても、どうしてもということであれば改正案①も現時点ではやむなしということでもありました。今日御意見示された形で、さらに検討を事務局におきまして進めていただくことにしたく存じます。

ということで、当初スケジュール途中まで押しておりましたけれども、御協力で最終的にはさくさくと進めることができました。ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールにつきまして事務局から御連絡をお願いいたします。

○猪俣室長　岡村委員長、委員の皆様、御審議いただきましてありがとうございました。

次回の開催日時は来月11月7日月曜日午後1時半からを予定しております。議題につきましては、渉外的な営業秘密事案に関する国際裁判管轄及び適用範囲に関する規定の整備、また損害賠償額算定規定の見直しを予定しております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。次回も大変重要かつ盛りだくさんでありますけれども、頑張って進めていければと存じます。また、今日の意見を踏まえまして、何か必要があれば次回事務局で付け加えていただければと存じます。

それでは、これもちまして第18回不正競争防止小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

—了—